

半田市・常滑市医療連携等協議会設置に関する協定書

(目的)

第1条 半田市及び常滑市（以下「両市」という。）は、地域医療を守り、市民の安心と健康を確保することを目的に、半田市立半田病院及び常滑市民病院（以下「両病院」という。）の医療の連携、協力等（以下「医療連携等」という。）に関する具体的な方策を協議するための協議会の設置について協定する。

(設置)

第2条 両市は、両病院の医療連携等に関する方策を協議するため協議会を設置する。

(名称)

第3条 協議会の名称は、半田市・常滑市医療連携等協議会（以下「連携協議会」という。）とする。

(所掌事項)

第4条 連携協議会においては、両病院の医療連携等の方策に関して、次に掲げる事項を取り扱うものとする。

- (1) 救急医療や両病院相互の円滑な紹介などの医療体制の課題に関すること。
- (2) 医師・看護師の確保及び育成に関すること。
- (3) 病院経営の効率化のための方策に関すること。
- (4) 将来にわたる地域医療の安定確保のための情報交換に関すること。
- (5) 前各号に掲げる事項に関連する事務等に関すること。

(組織)

第5条 連携協議会は、会長、副会長及び8人以内の委員をもって組織する。

2 会長は半田市長を副会長は常滑市長を、委員は両病院の院長及び医療関係職員並びに両市の行政職員をもって充てるものとする。

3 委員の任期は、連携協議会設置の日から2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第6条 会長は、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 連携協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会議開催の場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第8条 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。

- 2 会議においては、会長が議長となる。
- 3 会議は、原則公開とする。ただし、会長が特に必要と認める場合は、非公開とすることができる。
- 4 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、両市の協議により別に定める。

(委員以外の者の出席)

第9条 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に対し連携協議会に出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(作業部会)

第10条 連携協議会に提案する必要な事項について協議又は調整するため、連携協議会に作業部会を置く。

- 2 作業部会は、半田市職員3人及び常滑市職員3人の部会員をもって組織する。

(作業部会組織等)

第11条 作業部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は、常滑市民病院事務局長をもって充てるものとする。
- 3 副部会長は、半田市立半田病院事務局長をもって充てるものとする。

(会議等)

第12条 作業部会は、必要に応じて部会長が招集する。

- 2 部会長は、作業部会を主宰し、会議の議長となる。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 連携協議会に提案する事項については、両病院の院長に諮ることとする。

(事務局)

第13条 連携協議会及び作業部会の事務調整を行うため、両市に事務局を置く。

(事務局の所掌事務)

第14条 事務局は、作業部会と協力して次に掲げる事務を行う。

- (1) 連携協議会の会議に関すること。
- (2) 連携協議会の会議資料の作成等に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、連携協議会の運営に関し必要な事項に関すること。

(責任職員)

第15条 両市が主管する各々の事務の責任者は両病院の各々の事務局長を充てるものとする。

(費用負担等)

第16条 連携協議会に要する費用は、両市がそれぞれ均等に負担するものとする。

2 委員及び第9条の規定により連携協議会に出席を求められた者の報酬及び費用弁償等は、その者の属する市の規定により支払うものとする。

(協議結果の取扱い)

第17条 連携協議会の協議結果については、両市双方において尊重するものとする。

(補足)

第18条 この協定に定めるもののほか、連携協議会に必要な事項は、両市の協議により別に定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、署名の上、各自1通を保有する。

平成22年7月21日

半田市長 林原 純夫

常滑市長 片岡 憲彦